

○国立大学法人新潟大学成果有体物収入配分取扱要項

(平成24年3月30日学長裁定)

改正 平成26年3月31日 平成27年3月31日
平成31年2月26日

第1 趣旨

この要項は、国立大学法人新潟大学成果有体物取扱規程(平成16年規程第126号)第9条の規定に基づき、国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)における成果有体物を本学以外の機関へ提供することにより得た収入の配分について定めるものとする。

第2 予算配分

- 1 国立大学法人新潟大学成果有体物提供及び受入手続要領(平成26年4月1日学長裁定。以下「要領」という。)第2第2項の規定により本学が収入を得た場合は、収入金額相当額を作製者に配分するものとする。
- 2 要領第3の規定により本学が収入を得た場合は、次の表に掲げる配分額を配分先に配分するものとする。

区分	配分先	配分額
技術移転事業者が仲介した場合	作製者	収入金額の50%
	作製者の所属する部局	収入金額の50%から技術移転事業者へ対価として支払った額を除いた額の50%
技術移転事業者が仲介しない場合	作製者	収入金額の50%
	作製者の所属する部局	収入金額の25%

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成26年3月31日)

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成27年3月31日)

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成31年2月26日)

この要項は、平成31年4月1日から実施する。